平成２９年（フ）第１０５号
栃木県足利市小俣町1728番地109、前住所栃木県足利市葉鹿町757番地　県営葉鹿第１・２住宅２―26
債務者　大川絵里子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２４６号
愛知県豊橋市佐藤５丁目７番地17（505）、従前の住所愛知県豊橋市佐藤４丁目１番地２（101）
債務者　皆川　弘行
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月26日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４５５号
岡山市北区天瀬３番15号　京橋ビル405号室
債務者　髙岡　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見201番地の16大原アパート105号
債務者　後藤　陽介
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第１０９号
栃木県小山市乙女３丁目９番22号
債務者　長　　和弘
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１１４号
栃木県栃木市沼和田町25番10号
債務者　境　　智史
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２８６２号
横浜市都筑区荏田南４丁目34番37号　Ｂ－101
債務者　梅田　美樹
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３号
栃木県小山市犬塚７丁目４番地21
債務者　結城ひろみ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１０４０号
東京都昭島市玉川町５丁目10番29号Ｖｅｒｏｎａ103号
債務者　椎名　哲也
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０４１号
東京都昭島市玉川町５丁目10番29号Ｖｅｒｏｎａ103号
債務者　椎名江梨奈（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４１５号
東京都八王子市石川町1796番地１アムールヒルズ102号
債務者　馬場　幸江
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２８号
東京都日野市西平山３丁目６番地の34サンホワイトＮ201
債務者　宇陀　　力
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２２号
静岡県浜松市東区笠井町1307番地　203号
債務者　開田　正昭
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８８号
静岡県磐田市川袋1444番地11
債務者　中川　裕美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係